令和7年4月1日からの事業所規模区分と対応表

別紙3

（令和6年6月1日）～令和7年3月31日	確認の結果		令和7年4月1日～	書類の提出	提出書類
通常規模型通所リハビリテーション事業所 （令和5年度の1月当たりの平均利用延人員数 750人以下）	令和6年度の1月当たりの平均利用延人員数 750人以下の場合	→	通常規模型通所リハビリテーション事業所 【変更なし】	提出不要	【提出書類】 ア「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」 イ「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」（居宅サービス・介護予防サービス）（※下記の要件（★）を満たす事業所においては、「施設等の区分」で「大規模の事業所(特例)」を選択してください。） ウ事業所規模算出の計算根拠書類（当該通知に添付した参考様式等） 【提出期日】 令和7年3月15日まで（必着）
	令和6年度の1月当たりの平均利用延人員数 750人超の場合	→	大規模型通所リハビリテーション事業所 【変更あり】	提出書類ア～ウ	
	令和6年度の1月当たりの平均利用延人員数 750人超かつ一定の要件を満たした（★）の場合	→	大規模通所リハビリテーション事業所（一定の要件を満たした事業所★）【変更あり】	提出書類ア～ウ	
大規模型通所リハビリテーション事業所 （令和5年度の1月当たりの平均利用延人員数 750人超）	令和6年度の1月当たりの平均利用延人員数 750人以下の場合	→	通常規模型通所リハビリテーション事業所 【変更あり】	提出書類ア～ウ	
	令和6年度の1月当たりの平均利用延人員数 750人超の場合	→	大規模型通所リハビリテーション事業所 【変更なし】	提出不要	
	令和6年度の1月当たりの平均利用延人員数 750人超かつ一定の要件を満たした（★）の場合	→	大規模通所リハビリテーション事業所（一定の要件を満たした事業所★）【変更あり】	提出書類ア・イ（※）	
大規模型通所リハビリテーション事業所 （令和5年度の1月当たりの平均利用延人員数 750人超）のうち一定の要件（下記★をご参照ください。）を満たした事業所	令和6年度の1月当たりの平均利用延人員数 750人以下の場合	→	通常規模型通所リハビリテーション事業所 【変更あり】	提出書類ア～ウ	
	令和6年度の1月当たりの平均利用延人員数 750人超の場合	→	大規模型通所リハビリテーション事業所 【変更あり】	提出書類ア・イ（※）	
	令和6年度の1月当たりの平均利用延人員数 750人超かつ一定の要件を満たした（★）の場合	→	大規模型通所リハビリテーション事業所（一定の要件を満たした事業所★）【変更なし】	提出不要	

★令和6年6月1日から、大規模型事業所のうち、以下の要件を全て満たす事業所 については、通常規模型と同等の評価が行われ、通常規模型通所リハビリテーション費の算定が可能となります。

a 利用者の総数のうち、リハビリテーションマネジメント加算を算定した利用者の割合が 80%以上であること。

b 専ら当該通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者の数を 10で除した数以上確保されていること。